

令和5年度上越市障害者優先調達推進方針

令和5年7月5日制定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者就労施設等の受注機会及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図るものとする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織（以下「市の組織」という。）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 共同受注窓口（受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する業務を行う）
- (3) 上越市障害者多数雇用事業者の優遇措置に関する要綱第2条第4号に定める障害者多数雇用事業者

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品類（筆記用具、封筒、ゴム印等）
- イ 食品類（パン、菓子、弁当、飲料水等）
- ウ 小物類（衣類、食器類、清掃用具、防災用具等）
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒等の印刷）
- イ クリーニング（クリーニング等）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草等）
- エ 軽作業（袋詰め、封入、包装、テープ起こし等）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報については、福祉課が当該施設等からの情報をもとに市の組織に提供し、市の組織はその情報を参考に、物品等の調達を推進する。
- (2) 障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期の設定等に配慮する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度終了後、市ホームページ等で公表する。

8 調達の目標

調達目標は、前年度の物品等の調達実績を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) この方針の所管は、福祉課とする。